

○ 通商産業省告示 第三百三十一号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の五第九号の規定に基づき、内容物盗用防止装置付きかばん及び内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品を次のとおり定めたので、告示する。

平成十一年六月三日

通商産業大臣 与謝野 馨

（内容物盗用防止装置付きかばんの基準）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「規則」という。）第一条の五第九号の通商産業大臣が告示で定める内容物盗用防止装置付きかばんは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 内容物盗用防止装置付きかばんは、内容物盗用防止装置付きかばん本体と発煙火工品で構成されており、適切でない方法により開けた場合に発煙火工品が発煙する構造のものであること。

二 内容物盗用防止装置付きかばんは、次条に定める発煙火工品を用いるものであること。

（内容物盗用防止装置付きかばんに用いる発煙火工品の基準）

第二条 内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品のうち、規則第一条の五第九号の通商産業大臣が告示で定めるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 発煙火工品は、内容物盗用防止装置付きかばんに使用するものであること。

二 断面が円形の柱状の形態であって、全長が十センチメートル以下、燃烧部分の断面積が二平方センチメートル以下であり、かつ、点火部を完全に覆ったものであること。

三 ケースの厚さは〇・五センチメートル以上であり、発煙剤が外部に露出せず、かつ、容易に取り出せないものであること。

四 ケースはアルミニウム合金で、かつ、防錆性を有する材質であること。

五 発煙剤は、三十五パーセント以下の塩素酸塩を含む爆薬から成るものであること。

六 発煙剤の落つい感度は、火薬類性能試験方法（日本工業規格K四八一〇）により試験したとき、不爆点五十センチメートル以上であること。

七 発煙剤の摩擦感度は、火薬類性能試験方法（日本工業規格K四八一〇）により試験したとき、不爆点三十六キログラム以上であること。

八 発煙剤の起爆感度は、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五二）の呼び方二五Aに装てんし、六号雷管一本により起爆したとき、不爆であること。